

スタートアップによる未利用熱活用促進事業  
実施事業者への協定金支払いに係る評価方法  
及びKPIの説明

令和8年2月 東京都環境局気候変動対策部計画課

## 1 協定金支払いに係る評価方法

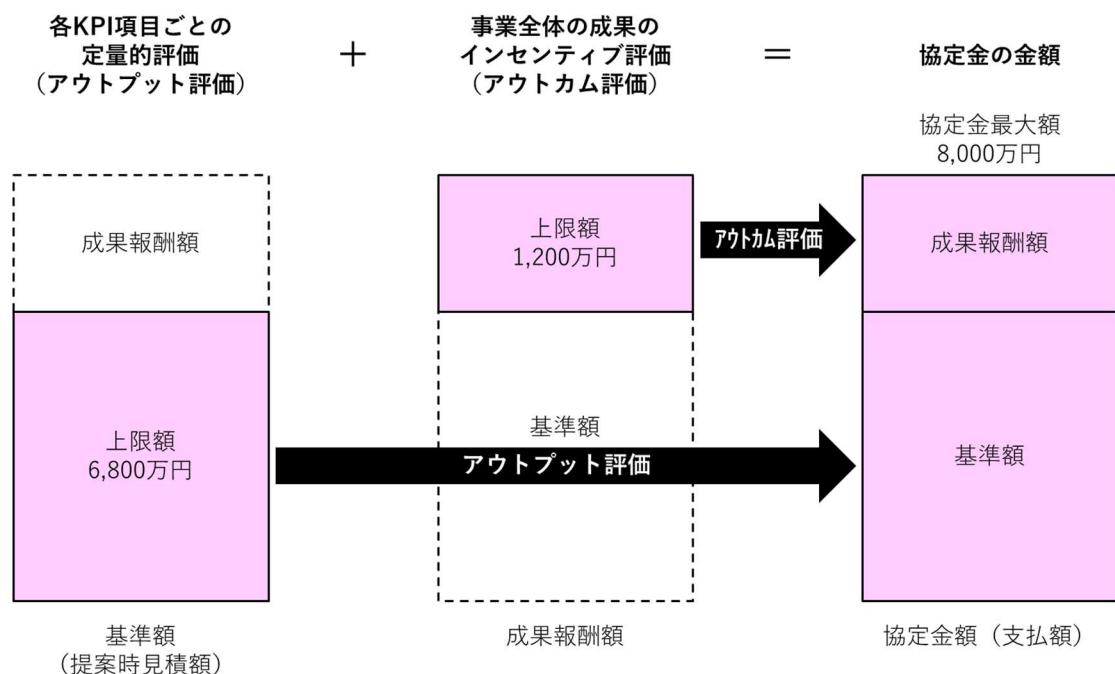
スタートアップによる未利用熱活用促進事業の実施事業者（以下「実施事業者」という。）は、応募時に協定金見積額（以下「基準額」という。）並びにKPIの設定及びその設定方針の提示が必要です。協定金の支払いに当たっては、外部有識者を含むKPI評価委員会が達成度合い等の事業の成果を総合的に評価します。

東京都（以下「都」という。）は、KPIの達成状況及び事業全体の成果を、定量面・定性面の2つの観点から評価し、その評価結果に応じて協定金を支払います。KPIの達成状況及び事業全体の成果の報告は、事業終了後に行い、それに基づきKPI評価委員会による事業全体の評価が行われ、この結果により協定金の支払金額が確定します。

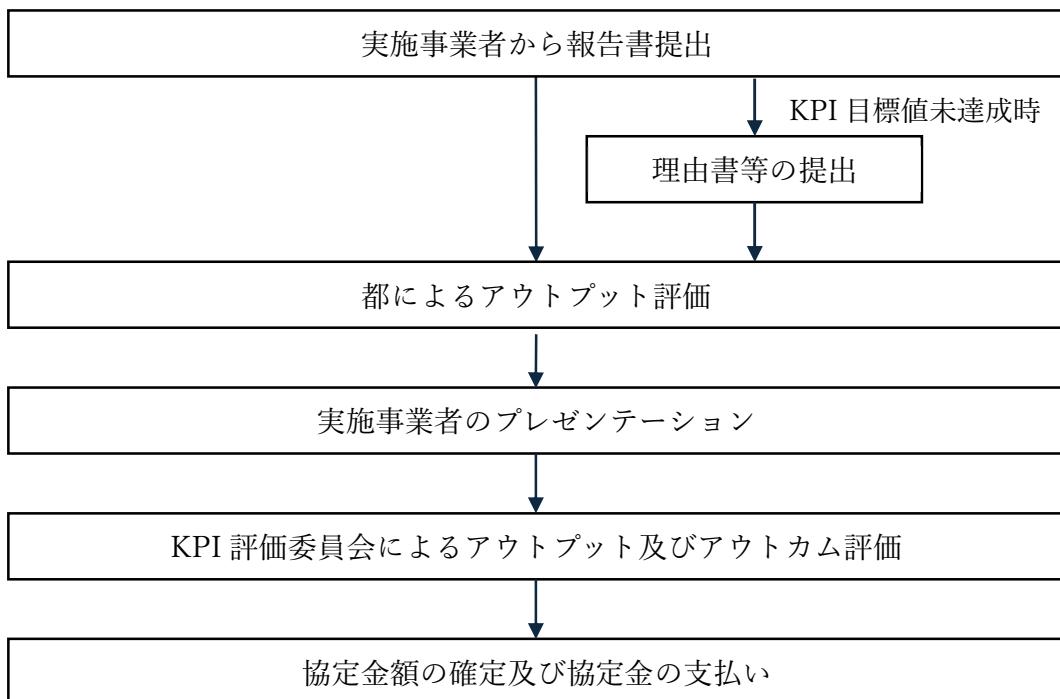
そのような評価設計の中、本事業の目的達成や品質管理のために都で設定したKPI指標（必須項目）の数値目標及び実施事業者が独自に設定したKPI指標の数値目標（任意項目）を必達条件とし、都が一律に定量的評価（アウトプット評価）を行います。これらの数値目標を満たさない場合は、達成率に応じ、基準額から減額された額の支払いになる場合があります。さらに、KPI評価委員会が定量・定性の両面からインセンティブ評価（アウトカム評価）を実施し、本事業趣旨の実現を促進・加速させるような効果を創出したと判断された場合は、上記の基準額に加え、インセンティブ（成果報酬）が追加され、最大8,000万円が支払われます。

上記に基づく評価結果と協定金支払額の紐づけ及び評価実施手順のイメージは次のとおりです。

### 【協定金額の決定までの流れ】



## 【達成状況の確認方法】



## 2 K P I 評価について

### (1) アウトプット評価

K P I 指標は、本事業の目的達成及び品質管理を最低限保証するための指標であり、都が定める必須項目と実施事業者が設定する任意項目に分かれます。応募時に、様式1「K P I 設定説明書」により提案してください。

定量評価では、公平性の観点から実施事業者の達成度合いを統一基準で計るため、K P I 項目ごとに数値目標及びそれらが達成されたと判断するための達成要件を設定しています。実施事業者は、事業報告時に事業報告書とともに各K P I 達成状況を客観的に確認できる根拠資料（各種契約書、議事録等）を提出してください（各必須項目・任意項目の数値目標及び達成要件の詳細は、次の①必須項目、②任意項目を御参照ください。）。

K P I 指標が未達成の場合、協定金の支払い金額は基準額から減額となる可能性があります。

また、未達成の場合や根拠資料に不備がある場合は、理由書を提出いただき、これらを基に、評価委員会で背景及び要因等を検討し、最終評価額を決定します。

#### ① 必須項目

協定金支払金額の審査時に必達条件となる数値目標は次のとおりです。

KPI 項目		数値目標	主な確認資料
必須	スタートアップとデータセンター等事業者の協業実施件数	2 件	実施報告書
	スタートアップとの個別相談件数	1 社当たり 3 回以上	各回の議事録
	スタートアップの技術の社会実装に向けた支援回数	1 社当たり 3 回以上	実施報告書
	報告会の開催	1 回以上	実施報告書
	広報・情報発信の実施	3 回以上	掲載記事など発信を確認できるもの

## ② 任意項目

実施事業者は、効率的・効果的な事業遂行のため、独自の KPI 指標を設定・提案する必要があります。KPI 指標は、例を参照して最低 1 項目設定・提案をしてください。

(例) NPS、VC・投資家の紹介数、販路開拓に繋がるパートナーの紹介数など

なお、評価項目や数値は必ずしも記載例に倣う必要はありませんが、本事業の目的に合致する KPI 指標を提案してください。

また、設定された任意項目が、効果的な KPI 設定であると評価委員会により認められた場合は、インセンティブ評価における考慮事項となる可能性があります。

## (2) インセンティブ評価（アウトカム評価）

インセンティブ評価では、KPI 評価委員会が、持続性及び普及性の観点からの定性的評価と定量的評価により事業全体の評価を行います。

なお、委員により、本事業趣旨の実現に資する効果を創出したと評価される場合は、基準額に成果報酬額を加えた金額が協定金の支払額となります。

【定性的な評価の観点】
① 持続性：スタートアップと事業者の協業の継続可能性 等
② 普及：新たな未利用熱活用技術の普及拡大 等
【定量的な評価の観点】
① 社会実装に向けた資金調達、新規契約などの件数： 協業が、何件の新たな資金調達、NDA・実証・販売等の新規契約などにつながったか。

**<成果報酬額算出方法>**

定量的な評価の観点を「基礎点」、定性的な評価の観点を「加減点」として算出し、それぞれの合算によりS～Dの5段階評価を行い、インセンティブ評価（アウトカム評価）に基づく成果報酬額を決定します。